

# 川口地区地区計画

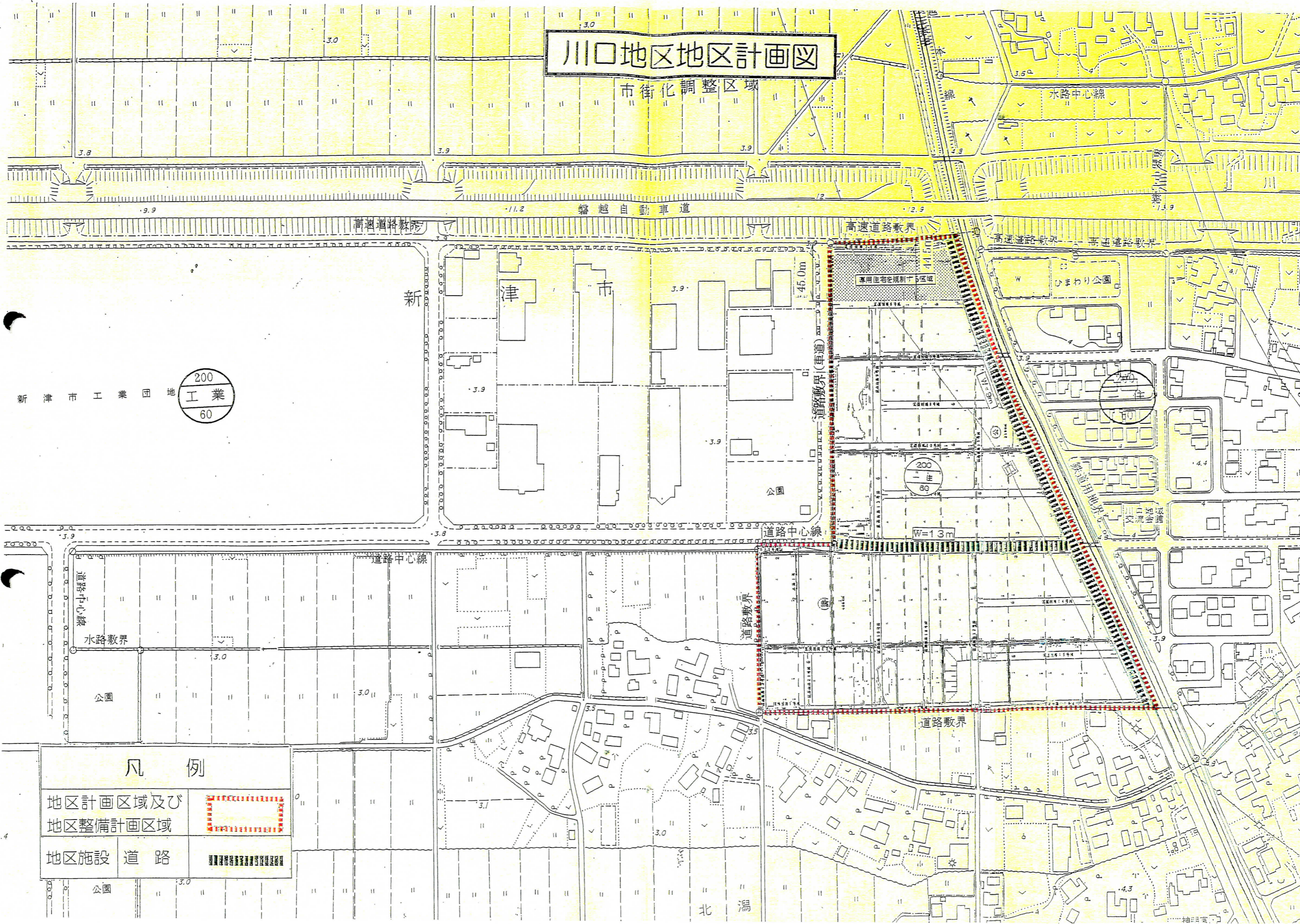
名 称	川口地区地区計画	
位 置	新津市大字川口字乙、大字福島字上浦	
面 積	7.1 ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区の南には、JR信越本線さつき野駅、北には磐越道の高速バス停があり、既存住宅地と工業団地に挟まれた地区である。</p> <p>このことから、住宅地及び事業地としての土地利用が見込まれている。</p> <p>このため地区計画を策定することにより、住宅地及び事業地としての適正かつ合理的な土地利用を図り、うるおいとゆとりのある市街地を形成し、保持することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺地域との調和のとれた良好な市街地形成を図るため、地区全体を店舗及び事務所等が立地できる住宅地区とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>(道路)</p> <p>区画道路を適切に配置することにより、歩行者、自動車の利便性及び安全性の向上を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>店舗及び事務所等が立地できる一般住宅地区として、周辺地区との調和のとれた市街地形成が図られるよう規制誘導する。</p>
地区計画の区域は、計画図表示のとおり		

地 区 整 備 計 画	地区の 区分	区分の 名称	—
		区分の 面積	7.1ha
	地区施設の 配置及び規模		区画道路 幅員 13m 総延長 約190m 幅員 9m 総延長 約405m
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途制限	・高速道路に面している区画については、専用住宅を建築しては ならない。
		建築物等の 敷地面積の 最低限度	なし
		建築物等の 高さの制限	地盤面の高さは、前面道路の路面の中心より0.5m以上高くし てはならない。ただし、築山等についてはこの限りではない。
		建築物等の 形態又は 意匠の制限	なし
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の壁面の位置は、次の通りとす る。 ① 道路境界線より 1.5m ② 隣地境界線より 1.0m ただし、自動車車庫（物置を含む）で軒の高さが3.0m以下の ものは、この限りでない。
		その他	道路に面する部分のかき又はさくは生垣とし、隣地境界線に面す る部分は生垣又は透視可能なフェンス等とし、高さ1.2m以下 とする。



# 川口地区地区計画図

市街化調整区域



200  
工業  
60

新津市工業団地

## 凡例

地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区施設 道路	

公園

北